

警報発令時の取り扱いについて

- 1 御坊市に暴風・大雨・洪水のいずれかの警報が発令された場合
注) 県北部、紀中地域とあっても、御坊市が含まれていない場合は適用しない。
- (1) 平常授業時
- ・午後4時現在、上記の警報が発令されている時は、自宅待機とする。
 - ・午後5時までに上記の警報が解除された時は、2限以降の授業を行う。
 - ・午後5時現在、上記の警報が発令されている時は、休校とする。
- ※水曜日の－1限について
午後3時現在、上記の警報が発令されている時は、－1限授業は行わない。
- (2) 定期考査時
午後4時現在、上記の警報が発令されている時は、当日は臨時休校とし、当日予定のテストは、テスト最終日の翌日に実施する。(順延とはしない)
- (3) 登校後に上記の警報が発令された場合、下校が安全と確認されるまで学校で待機し、その後の状況を学校長が判断し、帰宅等の措置をとる。また、上記の警報が発令されていなくても、明らかに気象上の危険が予想される場合は、学校長の判断により帰宅等の措置をとる場合もある。
- 2 御坊市には発令されていないが、由良町、日高川町、日高町、美浜町、印南町などに上記の警報が発令されている場合
- (1) 平常授業時
平常通り授業を行う。
- (2) 定期考査時
午後4時現在、上記の警報が発令されていれば、当日を授業日とし特別時間割で授業を行い、考査を最終日の翌日に延期する。
但し、上記の警報発令地域に自宅あるいは通学路がある場合、(下宿生は現住所で判断する)は、1 (1)に準じて対応する。
- 3 御坊市に上記の警報が発令されていない時でも、次の場合の欠席は「出席扱い」とする。
ただし、必ず事前に学校へ連絡すること。
- ・通学の途中で明らかに危険が予測される場合。
 - ・公共交通機関が不通となって通学できない場合。
- 4 地震、津波等の緊急事態についても、上記 3 に準じて対応する。
- 5 その他
- ・何らかの特別警報が発令された場合は、命を守る行動をとることを最優先とする。
 - ・自宅待機または休校となったときは、自宅学習をすること。
 - ・途中登校の場合は時間割の変更があるので、全日の授業の用意をすること。
 - ・実力テスト等が予定されている日は、上記 1 2 の(2)に従うこと。
 - ・臨時休校となった場合は、原則として、後日に補充授業を行う。

学校への問い合わせ

定時制専用電話 0738-24-0717